

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年11月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <故人が生前お世話になったため>

○広瀬 ヨシ子様（端野町）	30,000円	○林 カオル様（留辺蘂町）	20,000円
○橋本 文様（留辺蘂町）	10,000円	○飯塚 典之様（留辺蘂町）	50,000円
○浦野 智則様（留辺蘂町）	10,000円	○西野 稔様（留辺蘂町）	20,000円
○山田 好男様（留辺蘂町）	20,000円	○谷川 敦様（留辺蘂町）	20,000円

### <各種事業での募金・益金を>

\*北見市端野町文化連盟様（端野町）

### <会の解散に際し>

○華の舞40様（常盤町） 15,000円

### <福祉推進のために（常呂地域のために）>

○澤田 桂子様（常呂町） 50,000円